従業員の死亡事件による賠償金申請のご案内

労働部

紹介

この冊子は死亡事件における賠償に関わる『従業員の賠償法令』(以下：ECO)の中の主要条項の簡潔な説明を提供しております。この内容における説明は、ECO の条項がその唯一の根拠とされるべきです。

I. ECO の適用範囲と賠償の類型

もしも従業員は勤務による、或は勤務しながらの事故（或いは職業病と診断された）を経て死亡となった場合、その雇用者は ECO に基づく：i)その遺族に死亡事件への賠償を支払うべく、そして、ii）死亡となった従業員のための葬式及び医療処置の費用を払い戻すべきです。

(i) 死亡賠償

対象となる遺族

死亡賠償とは、ECO の規定通り（詳細は『別表』をご参照ください）その死亡となった従業員の対象となる遺族に配分されるべきです、ECO に基づき、死亡となった従業員の「遺族」（血縁的関係や養子縁組という法律的関係を持つ者）とは：

- 配偶者、同棲者（『同棲者』とは事故の時点にて従業員の妻や夫として従業員と同住している者）；
- 子供；
- 両親、祖父母、或いは
- 従業員と同じ家庭の成員として過去 24 ヶ月間を暮らしながらその事故に遭わされたという孫、養父母、養子、兄弟、姉妹、義父母、婿、嫁、義兄弟、義姉妹、同父母や片親が同じの兄弟姉妹の子供、そして片親が同じの兄弟姉妹。

死亡賠償の計算方法とは？

死亡となった従業員 その年齢	**賠償の金額**	
40 歳以下	84 ヶ月間分の月給*	或は賠償金額の最小限*、その高い方に準じます
40 歳から 56 歳以下	60 ヶ月間分の月給*	
56 歳以上	36 ヶ月間分の月給*	
* **2025 年 4 月 17 日当日や以降に発生する事故の場合：** (a) 死亡賠償の計算ための月給最大限: $38,670；及び		

(b) 死亡賠償の最小金額： $514,510.

2023 年 4 月 13 日から 2025 年 4 月 16 日までに発生した事故の場合：

(a) 死亡賠償の計算ための月給最大限: $36,550；及び

(b) 死亡賠償の最小金額： $486,300.

(ii) 葬式及び医療処置の費用

死亡となった従業員に係った葬式及び医療処置による合理的費用への払い戻しとは、雇用者から当の費用の支払いをした者に払い戻すべきです。葬式及び医療処置の費用へ払い戻しうる最大限金額とは：

- 2025 年 4 月 17 日当日や以降に発生する事故の場合：$98,950.
- 2023 年 4 月 13 日から 2025 年 4 月 16 日までに発生した事故の場合：$94,690.

(iii) 死亡事件の賠償請求との判定

(i) 労働部長が判定した申請*権限*

労働部の代表として労働部部長(その部長)が死亡事件に係る雇用者の書面同意書及び請求人の申請を受ける時点、もしもその部長の意見では、この死亡事件賠償との請求が自分の判定に適切なものと認める場合、死亡賠償の金額及び/或は葬式及び支払い可能の医療処置の費用、及びという賠償の支払いを受ける者、とを判定すべきです。

申請の期間

死亡賠償:	従業員の死亡その日から 6 ヶ月以内。
葬式及び医療処置の費用の払い戻し：	**従業員の火葬/埋葬の日から 30 日以内、或は**部長が雇用者の書面同意書を受ける日から **30 日以内**、遅い方に準じます。

証明の判定及び発行

死亡賠償及び/或は葬式及び医療処置の費用のための請求を判定をした時点、部長は請求人全員及び雇用者への証明を発行、そして支払い可能の賠償の金額及び支払いを受ける対象者を明示すべきです。

雇用者や請求人にも部長による判定に反対しうるものです。反対の届けを受ける場合、部長はその決定を再審査してから再審査済の証明を発行とします。その代わりに、その請求書に関連する方が部長の決定を拒否するために地方裁判所へ不服の告訴をすることが出来ます。

立替払い

もしも死亡賠償の請求は部長の判定待ちの場合、死亡となった従業員の配偶者(同棲者が含まれません)は死亡賠償の判定を待つ期間に、その立替払いの判定の申請を部長に提出することが出来ます。そいう申請を受けた場合、部長はその判定の詳細が載せる証明を発行とするべきです。

雇用者による立替払いは死亡となった従業員の配偶者に支払うべきです。その初回支払いと後続の月間支払い(死亡となった従業員の月間給料の 50%に当たります)、その立替払いは支払い可能の死亡賠償の金額の総計の 45%を超えるべからずに。支払済みの立替払いの合計金額は、配偶者に支払い可能の死亡賠償から控除とするべきです。

(ii) 裁判所による判定

ECO に基づき部長は死亡事件に係る法律的や事実的観点の紛争とを裁断しうる権力が有することではありません。もしその雇用者及び請求人との間の紛争が解決されない場合、或は死亡事件賠償の請求に応じる部長の判定に同意書を提出していない場合、或は部長はその請求が自分の判定と適切てはないと認める場合、もしもその請求人は敢えて ECO に基づく請求を進もうとする場合、従業員の死亡日付から 24 ヶ月間に地方裁判所へその請求を提出すべきです。地方裁判所にその請求を申し出すために、請求人は下記の事項をするべきです：

(a) 法律扶助部に法律的扶助を申請すること；
(b) 直接、地方裁判所にその請求を申し出し、或は
(c) 代表者となる法律弁護士を委託すること。

労働部の死亡事件課 (FCO)は、依頼に基づき、請求人を法律扶助部や相応の地方裁判所に照会をし、その法律的扶助の申請或はその請求を直接、申し出しますように協力とするべきです。

III. 部長による死亡事件の賠償申請方法とは？

死亡事件賠償に係る部長による判定の申請をしようとする請求人は、FCO との相談しに電話で予約を取り、予約した相談に下記の文書を持参するべきです：

(a) 自分の身分証明書カード；
(b) 死亡となった従業員の身分証明書カード；
(c) 死亡の証明或は死者の遺体の埋葬/火葬の許可証明；及び
(d) 死者及び請求人の間の関係を証明出来る関連文書、例：結婚証明書、出生証明書、或は住民票。

香港外にいる非居住者という直接に死亡事件課へ判定申請のために来場ができ兼ねる請求人の場合では、その代わりに代表者に権限を与え申請させることが出来ます、下記の文書を持参させるべきです：

(a) 請求人の身分証明書類のコピー、例：身分証明書カード、パスポート；
(b) 死亡となった従業員及び請求人の間の関係を証明出来る証明書/文書；及び
(c) 代表者が請求人の代わりに死亡事件賠償を追求する権限を与えた委任状。

もしもその文書が HKSAR 政府/公共機関による発行されたものではないの場合、その文書(及び原文が中国語や英語でなければのその英語訳文)はかならず当地の発行機関或は公証人の証明及び中国外務省領事館の担当官（中国大陸に発行された文書の場合)、或は海外中国領事館の担当官（他の国に発行された文書の場合)による裏書きが付随とするべきです。

IV. 雇用者のするべきことは？

ECO の規定によれば、死亡事件による従業員の死亡その通知は、その事故後の 7 日以内に、事故による賠償の責任が発生するかと係わらずに、その雇用者は規定通りの文書(例：Form 2/Form 2A)とを部長に提出すべきです。雇用者は合理的理由がなければ、期限内に部長に事故の通知を提出せずにしたり、或は偽の情報を提出したりとした場合では、違法行為として、有罪判決を受けた場合、最大限$50,000 の罰金が科されます。

もしその雇用者が ECO に基づく死亡事件賠償の責任に不服を抱かないの場合、請求を判定する部長にその同意書を提出することができます。次に部長が関連の証明を発行とする時点から、いずれの方にも異議や告訴をしていない限り、雇用者は証明

に応じる死亡賠償の支払い及び/或は葬式及び医療処置の費用への払い戻しの実行をするべきです。

その雇用者は合理的理由がなければ、証明/再審査済の証明に応じて支払いを出来ずにした場合では、証明/再審査済の証明の明示した賠償その金額に上乗せる追加料金までを支払うべきです。その雇用者にも違法行為として、有罪判決を受けた場合、最大限$100,000 の罰金が科されます。

V. さらなる情報の取得先は？

死亡案件辦事處(死亡事件課)
勞工處雇員補償科(従業員賠償係)
勞工處(労働部)
香港中環統一碼頭道 38 號,
海港政府大樓 6 樓
Tel: 2852 3994
Fax: 2854 4166

(この冊子の内容は労働部のホームページにも取得可能です：
http://www.labour.gov.hk)

労働部
04/25

別表:死亡賠償の配分

賠償の対象となる遺族	賠償の配分
1. 配偶者/同棲者のみの場合	100%は配偶者/同棲者に
2. 子供のみの場合	100%は子供に
3. 両親/祖父母のみの場合	100%は両親/祖父母に
4. 配偶者/同棲者及び子供のみの場合	50%は配偶者/同棲者に 50%は子供に
5. 配偶者/同棲者及び両親/祖父母のみの場合	80%は配偶者/同棲者に 20%は両親/祖父母に
6. 配偶者/同棲者、 子供及び両親/祖父母のみの場合 (他の対象となる**遺族が関わらずに**)	45%は配偶者/同棲者に 45%は子供に 10%は両親/祖父母に 他の遺族は賠償を受ける資格がありません
7. 子供及び両親/祖父母のみの場合	80%は子供に 20%は両親/祖父母に
8. 配偶者/同棲者、子供や両親/祖父母がいない他の遺族のみの場合、	100%は他の遺族に
9. 配偶者/同棲者及び他の遺族のみの場合	95%は配偶者/同棲者に 5%は他の遺族に
10. 子供及び他の遺族のみの場合	95%は子供に 5%は他の遺族に
11. 両親/祖父母及び他の遺族のみの場合	95%は両親/祖父母に 5%は他の遺族に
12. 配偶者/同棲者、子供及び他の遺族のみの場合	50%は配偶者/同棲者に 45%は子供に 5%は他の遺族に
13. 配偶者/同棲者、両親/祖父母及び他の遺族のみの場合	75%は配偶者/同棲者に 20%は両親/祖父母に 5%は他の遺族に

14. 子供、両親/祖父母及び他の遺族のみの場合	75%は子供に 20%は両親/祖父母に 5%は他の遺族に

注意 1:　もし同一分類に複数の者が対象者の場合、賠償の金額はその人数の通りに均分とされるべきです。ところで、死亡となった従業員に両親及び祖父母が既存している場合、そいう者に支払い可能の賠償の金額は下記となります：　70%は親に
30%は祖父母に

注意 2:　他の遺族とは従業員と同じ家庭の成員として過去 24 ヶ月間を暮らしながらその事故に遭わされたという孫、養父母、養子、兄弟、姉妹、義父母、婿、嫁、義兄弟、義姉妹、同父母や片親が同じの兄弟姉妹の子供、そして片親が同じの兄弟姉妹です。